

「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記 / 三菱 UFJ 銀行 (単体)

銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁告示第 28 号）（平成 24 年（2012 年）3 月 30 日公布）附則第 3 条に定める経過措置により、2020 年 6 月 30 日（「計算日」といいます。）時点の適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入することができない額は、以下のとおりです。

Tier2	
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額 (2013 年 3 月 31 日時点の適格旧 Tier2 資本調達手段の額) …①	22,091 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率…②	20%
計算日の適格旧 Tier2 資本調達額に係る算入上限額 (Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(A) =①×②	4,418 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額 …(B)	3,289 億円
うち、(三菱 UFJ 銀行が発行する国内公募劣後債)	2,404 億円
(三菱 UFJ 銀行による劣後ローン借入)	426 億円
(特別目的会社が発行する私募劣後債)	458 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入できないものの総額 …(B)－(A) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	—